

御嶽山火山防災計画 改正案概要

資料5-1

平成31年2月13日
御嶽山火山防災協議会

改正までの経緯

- ①御嶽山火山防災協議会の設立(H26.12.24)
- ②噴火シナリオ・ハザードマップの作成(H27.8.26)
- ③改正活火山法の施行(H27.12.10)
- ④御嶽山火山防災計画(現行)の策定(H28.3.29)

○計画の目的・・

- ・噴火時に関係機関が連携して取り組む総合的な防災対策等を取りまとめる
- ・突発的な噴火による被害に遭いやすい登山者や観光客への対策を意識

○計画の位置付け

- ・両県及び関係市町村の地域防災計画に反映
- ・継続的に内容検証し、必要に応じ改正

- ⑤法定協議会への改組(H28.4.1)

- ⑥改正項目を事務局にて拾い出し(H29～)

現行計画を内閣府手引き(H28.12策定)等と照らし合わせ、新たに加えるべき項目、より充実させるべき項目を整理

- ⑦長野県・岐阜県合同幹事会で協議(H30.9.5)

「改正すべき項目」、そのうち「優先して改正すべき項目」を協議及び了承

- ⑧改正案を会員に意見照会(H30.12.5～19)

- ⑨長野県・岐阜県合同幹事会で協議(H31.1.22)

「優先して改正すべき項目」を軸とする改正案を協議及び了承

改正ポイント

活火山法の趣旨を踏まえ、計画名称を「御嶽山火山防災避難計画」に変更
改正内容は必要に応じて県・市町村地域防災計画に反映

- ①異常現象等の報告を受けた際の対応を新たに追加(修正) P7～

- ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報(臨時)」等が発表された場合、住民等から異変に関する通報があった場合に分けて、異常現象等が発生した際の対応を明記
- ・協議会構成機関での情報共有、住民・登山者等への情報伝達に加え、必要な防災対応の協議として、臨時協議会等の開催、警戒区域設定の検討などを明記

- ②避難促進施設に関する記述を新たに追加(修正) P65～

- ・平成30年2月の協議会にて決定された避難促進施設の指定基準(火口(79-7)から4km内の施設を避難促進施設とする)に基づき、対象となる避難促進施設を明記
- ・避難促進施設の名称と所在地を、市町村地域防災計画に定めることを明記
- ・噴火時の迅速かつ円滑な避難に向けて、市町村は、避難促進施設による避難確保計画の作成を支援し、利用者への情報伝達や避難誘導等の体制を整備させることを明記

- ③救助・救護に関する記述を新たに追加 P68～

- ・救助活動を円滑に行うための体制や活動基準の設定などを明記
- ・避難者情報及び要救助者情報の集約・整理、それに基づく搜索・救助活動などを明記

- ④火山情報の伝達体制及び情報の内容を整理 P37～

- ・避難促進施設を加える形で、火山情報の伝達体制を見やすく整理
- ・噴火時等に発表される噴火警報・予報等、火山情報の内容を明記